

2012

臭気指数規制導入 参考事例集

平成24年4月1日より、これまで都道府県が行っていた悪臭規制地域や規制基準の設定に関する権限が一般市に移譲されています。

はじめに

平成7年に悪臭防止法が改正され、複合臭等の問題に対処できる臭気指数規制が導入されました。その後、環境省では臭気指数規制ガイドラインを作成し、臭気指数規制の導入促進に努めて参りました。

しかしながら、現在普及率は3割にとどまっています。今般、悪臭防止法が改正され、平成24年4月1日より一般市にも規制地域の指定権限が委譲されたことを受け、より一層の導入を期待しているところです。

本事例集には、臭気指数規制を導入した市の参考例を掲載していますので、地方公共団体においては、臭気指数規制の導入についての今後の検討にご活用ください。

環境省水・大気環境局大気環境課大気生活環境室

目次

1. 臭気指数規制を導入する必要性を判定するフローチャート.....	1
2. 悪臭防止法によって定めるべき事項.....	3
3. データでみる全国の悪臭防止法に基づく規制状況.....	5
4. 臭気指数を導入した市の参考事例（5市）.....	16
5. Q&A.....	35
6. 参考情報.....	40

環境省発行の「臭気指数規制ガイドライン」を併せてご活用ください。

（環境省ホームページからダウンロード可能。）

http://www.env.go.jp/air/akushu/guide_ind/index.html

1. 臭気指数規制を導入する必要性を判定するフローチャート

臭気指数規制は、多種多様な「におい」の物質に対応することが可能であり、においの相加・相乗等の効果についても評価できる。

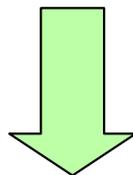
また、人間の嗅覚を用いた方法により測定された値であるため、住民の悪臭に対する被害感覚と一致しやすいといった特徴がある。

この事例集は、法規制のために設定しなければならない地域指定や規制基準、臭気指数規制の導入に至る手順、その他必要事項について取りまとめたものである。

本フローチャートに従い、生活環境保全に取り組むにあたって今後必要と考えられる対策を見いだしていただき、臭気対策のより一層の推進を図られたい。

- おおいを発生させる物質は40万種類以上
- おおいの相加・相乗効果
- 個々の物質濃度が基準値以下であってもにおう

物質濃度規制だけでは限界



臭気指数規制の導入（平成7年法改正）

試料を臭気が感じられなくなるまで
無臭空気で希釈したときの希釈倍率
（臭気濃度）の対数值に10を乗じた値

臭気指数 = $10 \times \text{Log}(\text{臭気濃度})$

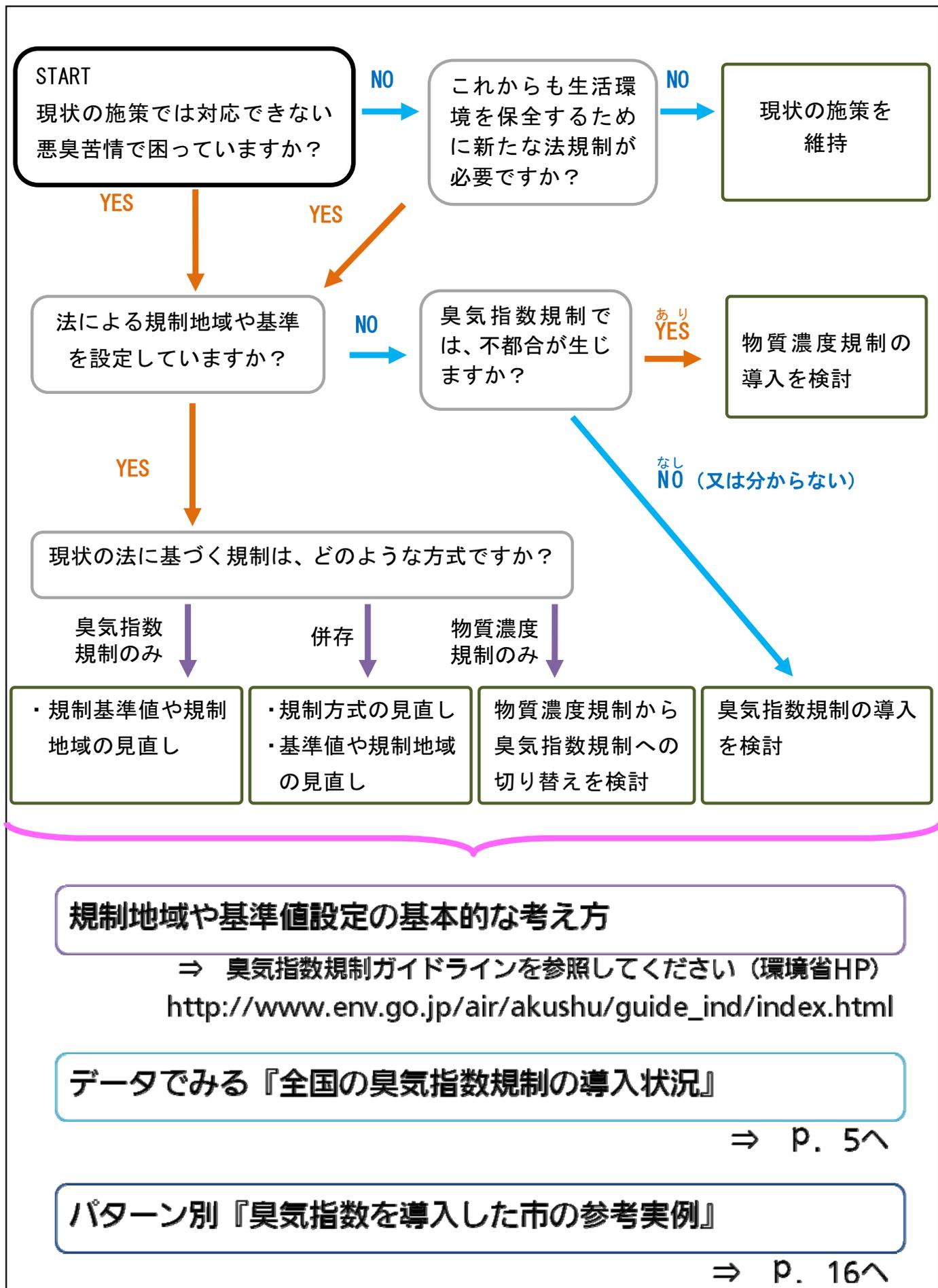


図 1-1 臭気指数規制導入必要性の判定フローチャート

2. 悪臭防止法によって定めるべき事項

悪臭防止法（以下、「法」という。）は、工場その他の事業場（以下、「事業場」という。）における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進させることにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としている。

ここでは、悪臭防止法に基づく臭気指数規制の導入に際して、都道府県知事及び市長が定めるべき項目を示す。

規制地域の指定

都道府県知事及び市長は、**住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域その他の地域を、事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物（特定悪臭物質を含む気体又は水その他の悪臭の原因となる気体又は水をいう。以下同じ。）の排出（漏出を含む。以下同じ。）を規制する地域（以下「規制地域」という。）として、指定しなければならない。**

例⇒ 市内全域、一部地域（市街化調整区域）を除く地域

規制方式の選択

都道府県知事及び市長は、それぞれの地域において、**特定悪臭物質及び臭気指数のいずれか一方を規制方式として選択する。**

[1] 特定悪臭物質とは、不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質であって政令で指定するもの。（現在 22 物質が指定）

[2] 臭気指数とは、人間の嗅覚によりおいの程度を数値化したもの。

規制地域の区分

都道府県知事及び市長は、規制地域について、その自然的、社会的条件を考慮して、**必要に応じ当該地域を区分する。**

例⇒ 1 区分（一律）

2 区分（A 区域、B 区域）

3 区分（第 1 種、第 2 種、第 3 種）

規制基準の設定

都道府県知事及び市長は、選択した規制方式（特定悪臭物質又は臭気指数）により、[1]敷地境界線、[2]気体排出口、[3]排出水の各々について**規制基準を設定する（ただし、[2]と[3]は[1]について設定された基準値を基に算出される。）**

例⇒ 敷地境界線の規制基準 : 臭気指数 10

臭気指数規制を選択した場合の規制基準の設定



図 2-1 臭気指数規制の規制基準の設定

表 2-1 臭気指数規制の規制基準の設定

<p>【敷地境界線上の基準（1号基準）】</p>	<p>事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物である気体で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地の境界線の地表における規制基準。</p>	<p>臭気指数 10～21 の範囲内で設定</p>
<p>【気体排出口の基準（2号基準）】</p>	<p>事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物である気体で当該事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準</p>	<p>1号基準を基に算出</p> <p>（地域区分ごとに求める必要はなく、計算ソフト又は計算図表を用いて、必要の都度に個々の排出口ごとに求める。）</p>
<p>【排水水にかかる基準（3号基準）】</p>	<p>事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物である水で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地外における規制基準</p>	<p>1号基準を基に算出</p> <p>（地域区分ごとに求める必要はなく、当該地域の1号基準に16を加えた値が基準値となる。）</p>

3. データでみる全国の悪臭防止法に基づく規制状況

1) 規制地域の指定及び規制方式の選択

平成 22 年度末現在、悪臭防止法に基づく規制地域を有する市区町村数は、1,275 市区町村あり、全国の市区町村数 1,750 の 72.9%である。規制地域を有する市区町村は、規制方式として、一つはアンモニア、硫化水素等不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質で、政令で定める「特定悪臭物質」による規制（以下、「物質濃度規制」という。）である。またもう一方は、気体又は水を希釈した場合における、その希釈倍数を基礎として算定される「臭気指数」による規制（以下、「臭気指数規制」という。）であり、どちらか一方を選択することができることとされている。

近年の複合臭由来の悪臭苦情には、住民の感覚と合致している臭気指数の方が、特定悪臭物質濃度による評価より適していることが分かっており、市区町村数としてみると臭気指数規制を導入している数は多くはないものの、東京都や大阪市等人口や事業場が密集している都市部で導入されており、臭気指数規制対象となる割合が拡大してきているとみられる。

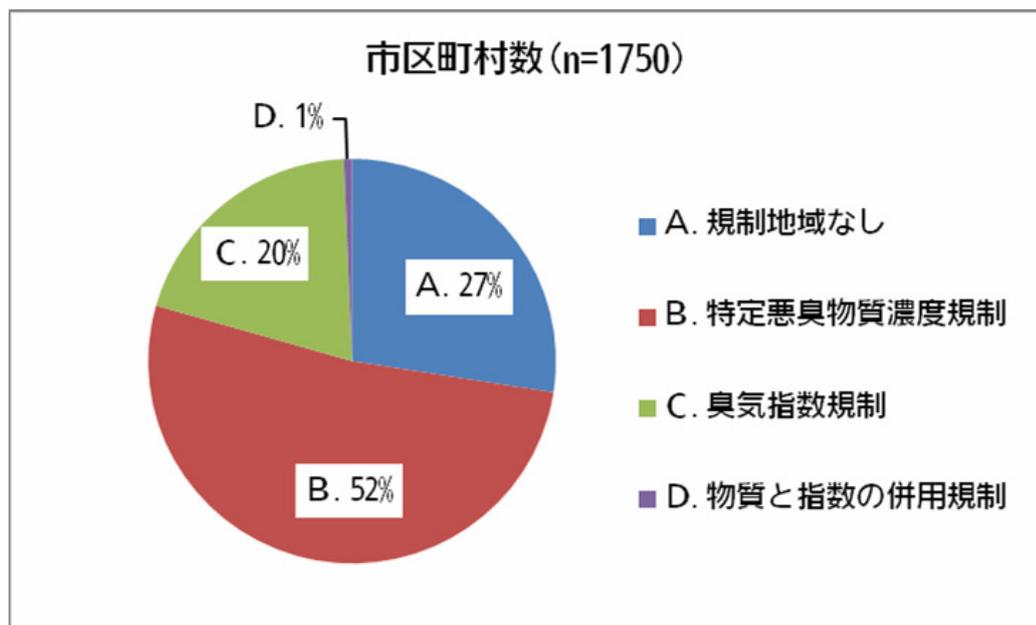


図 3-1 規制地域を有する市区町村の割合

2) 指定地域のあり方について

臭気指数規制を導入している指定地域としては、市区町村内の“全域”との回答が最も多く66%(247件)であった。また一部地域を指定する(一部地域を指定しない)場合は、34%となっていた。

全域を規制地域として指定すると、全事業場が公平に規制されることとなるが、住民がいない地域にも規制がかかる。また、一部地域を規制する場合には、地域の実情を加味した規制ができるが、規制地域以外の事業場から発生した臭気で苦情が発生しても、行政措置をとることができない。

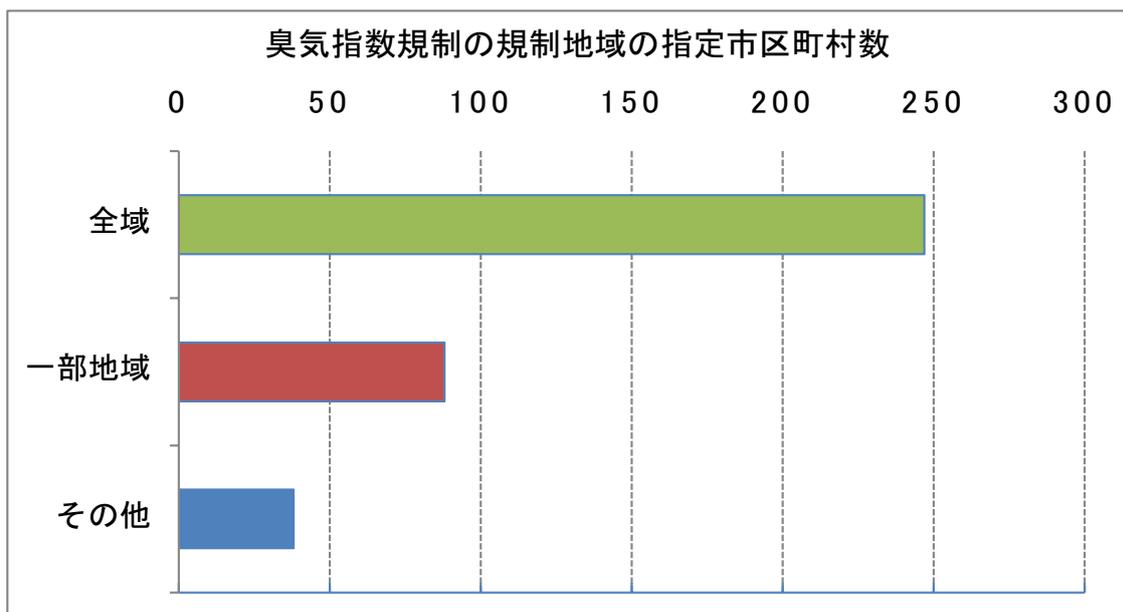


図 3-2 全域を指定した市区町村と一部地域を指定した市区町村の割合

表 3-1 指定地域(全域指定・一部地域)の長所・短所

	指定地域	
	全域	一部地域
長所	○ 全事業場に対して、公平に対応できる。	○ 地域の実情を加味した規制ができる。
短所	□ 住民がいない地域も指定される。	□ 指定されていない地域の事業場から発生する悪臭には、行政措置をとることができない。

3) 地域区分について

悪臭防止法では、規制地域について、その自然的社会的条件を考慮して、必要に応じ指定地域を区分し規制基準を定めると規定されているが、臭気指数規制を採用している市区町村が、指定地域を何区分しているかを調べた結果は、下図のとおりである。

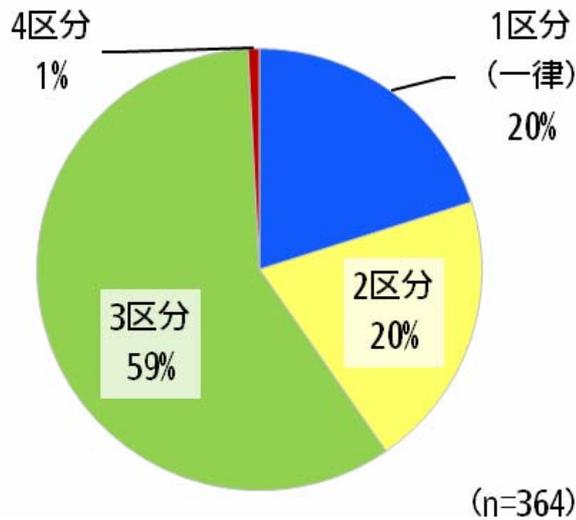


図 3-3 指定地域区分の割合

表 3-2 地域区分(1 区分・複数区分)の長所・短所

	地域区分	
	1 区分 (一律)	複数に区分 (2 ~ 4 区分)
長所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全事業場に対して、公平に対応できる。 ○ 発生源と苦情者の立地区分による規制基準の差異をなくすことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 例えば、住居地域は厳しく、工業専用地域は少し緩やかな規制をするなど、土地の利用区分に合った規制ができる
短所	<ul style="list-style-type: none"> □ 工業専用地域や農業振興地域についても、住宅地と同じ基準が適用され、住宅地に合わせると事業場には厳しい基準となる。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 苦情者と事業者の立地する地域区分が異なった場合や2区分にまたがった苦情は対応が困難になる。

4) 規制基準について

敷地境界線における規制基準(1号基準)として、当該区域に立地する事業場の業種等を勘案して表3-5(P14)を参考に臭気指数10~21の間で設定することとなっているが、各市町村で採用されている臭気指数をまとめた結果、以下のとおりである。なお、規制基準の設定として、以下の考え方がある。

- 他の市区町村の基準を参考にする
- 物質濃度規制から臭気指数規制に切り替える際は、同じ臭気強度を用いて設定する
- 実測調査を行い、苦情も加味しながら総合的に判断して、設定する

(1) 全国で臭気指数規制を導入している市区町村の基準値一覧

表3-3 臭気指数規制を導入している市区町村の基準値一覧

1区分		3区分					
1種 orA	市区町村数	1種 orA	2種 orB	3種 orC	市区町村数		
10	16	10	12	13	59		
12	22	10	13	15	3		
13	1	12	13	14	6		
15	27	12	14	15	1		
21	7	12	14	16	1		
総計	73	12	15	18	49		
		12	15	19	15		
		13	15	17	19		
		13	15	18	1		
		13	15	21	1		
		14	16	18	1		
		15	18	18	37		
		15	18	21	15		
		総計			208		
2区分			4区分				
1種 orA	2種 orB	市区町村数	1種 orA	2種 orB	3種 orC	4種 orD	市区町村数
10	15	30	10	13	15	17	1
10	21	1	12	15	18	21	2
12	14	1	総計				3
12	15	8					
12	18	1					
13	15	2					
15	18	11					
15	21	20					
総計		74					

表 3-4 臭気指数規制を導入している市区町村一覧(平成 22 年度末現在)

都道府県	市区町村	規制地域の 指定	規制方式	臭気指数の 規制基準値 (敷地境界線)
北海道	札幌市、石狩市	一部地域	臭気指数	10
岩手県	宮古市、久慈市、釜石市	一部地域	臭気指数	12/15
宮城県	石巻市、塩竈市、気仙沼市 白石市、名取市、角田市 多賀城市、岩沼市、登米市 栗原市、東松島市、大崎市 亘理町、七ヶ浜町	一部地域	臭気指数	15
山形県	米沢市、鶴岡市、酒田市 新庄市、長井市、天童市 山辺町、中山町、大石田町、 金山町、最上町、真室川町、 高畠町、川西町、庄内町、 遊佐町	一部地域	臭気指数	12/15/19
茨城県	常陸大宮市	市全域	臭気指数	14/16/18
	筑西市	一部地域	併存※	12/18
群馬県	前橋市、高崎市	一部地域	臭気指数	12/15/18/21
	館林市	市全域	臭気指数	13/15/21
	桐生市、沼田市、渋川市 藤岡市	一部地域	臭気指数	15/21
	伊勢崎市、太田市、富岡市 安中市、吉岡町、下仁田町、 片品村、川場村、昭和村 みなかみ町、板倉町、明和 町、千代田町、大泉町、邑 楽町	市町全域	臭気指数	15/21
	玉村町	町全域	臭気指数	21

都道府県	市区町村	規制地域の指定	規制方式	臭気指数の規制基準値 (敷地境界線)
埼玉県	川越市	市全域	臭気指数	12/14/15
	熊谷市、川口市、所沢市、飯能市、羽生市、鴻巣市、加須市、東松山市、狭山市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、滑川町、嵐山町、吉見町、皆野町、長瀬町、白岡町、杉戸町、松伏町	市町全域	臭気指数	15/18/18
	秩父市	一部地域	臭気指数	15/18/18
	深谷市、本庄市、寄居町、美里町、神川町、上里町	市町全域	臭気指数	15/21/18
千葉県	千葉市	市全域	臭気指数	12/14/16
	松戸市、習志野市、八千代市	市全域	臭気指数	12/13/14
	市原市	一部地域	併存※	12/13/14
東京都	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、桧原村、奥多摩町	市区町村全域	臭気指数	10/12/13

都道府県	市区町村	規制地域の指定	規制方式	臭気指数の規制基準値 (敷地境界線)
神奈川県	相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、逗子市、三浦市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村	市町村全域	臭気指数	10/15
	茅ヶ崎市	一部地域	臭気指数	10/15
新潟県	新潟市	一部地域	併存	10/12/13
	長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、阿賀野市、佐渡市、胎内市、聖籠町、田上町、阿賀町、出雲崎町、刈羽村	一部地域	臭気指数	10/12/13
	上越市	市全域	臭気指数	10/12/13
福井県	福井市	一部地域	臭気指数	12/15/18
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町	一部地域	臭気指数	13/15/17
長野県	松本市	市全域	臭気指数	12/15/18

都道府県	市区町村	規制地域の指定	規制方式	臭気指数の規制基準値 (敷地境界線)
静岡県	静岡市	市全域	臭気指数	10
	袋井市	市全域	臭気指数	13
	伊東市、島田市、掛川市、下田市、伊豆市、菊川市、伊豆の国市、河津町、南伊豆町、小山町、吉田町、森町	市町全域	臭気指数	15
	三島市、富士市	市全域	臭気指数	10/13/15
	浜松市	市全域	臭気指数	10/13/15/17
	沼津市	市全域	臭気指数	12/15/18/21
	富士宮市	市全域	臭気指数	13/15/18
	磐田市、御殿場市、御前崎市、牧之原市、東伊豆町、函南町	市町全域	臭気指数	15/18
	湖西市	市全域	併存※	15/18
愛知県	豊橋市、岡崎市、瀬戸市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、東郷町、長久手町、豊山町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村	市町村全域	臭気指数	12/15/18
	あま市	市全域	併存※	12/15/18
三重県	尾鷲市	一部地域	臭気指数	15/21
	いなべ市	市全域	臭気指数	15/18
滋賀県	野洲市	市全域	臭気指数	12
	守山市	市全域	臭気指数	12/13
	彦根市、草津市、多賀町	市町全域	臭気指数	10/12/13
	愛荘町、甲良町	一部地域	臭気指数	10/12/13

都道府県	市区町村	規制地域の指定	規制方式	臭気指数の規制基準値 (敷地境界線)
大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、吹田市、高槻市、貝塚市、泉佐野市、松原市、高石市、泉南市、熊取町、田尻町	市町全域	臭気指数	10
	岬町	町全域	臭気指数	10
	阪南市	市全域	臭気指数	10
	箕面市	市全域	臭気指数	10(ただし、日本標準産業分類に掲げる農業については臭気指数 21)
岡山県	岡山市	一部地域	併存	12/15/18
	赤磐市	市全域	併存	13
	和気町	一部地域	併存	12/14
	美咲町	町全域	臭気指数	14
広島県	広島市	市全域	臭気指数	10/13/15
	福山市	市全域	臭気指数	12/15/18
	三次市	市全域	臭気指数	12/15
	廿日市市	一部地域	臭気指数	12/15
	安芸高田市、北広島町、世羅町	市町全域	臭気指数	15
	神石高原町	町全域	併存	15
福岡県	八女市、筑後市、行橋市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、古賀市、福津市、みやま市、篠栗町、須恵町、粕屋町、遠賀町、小竹町、桂川町、大任町	市町全域	臭気指数	12
	苅田町	一部地域	臭気指数	12
	朝倉市	市全域	臭気指数	12/15
長崎県	大村市、時津町	一部地域	臭気指数	13/15
宮崎県	宮崎市	一部地域	臭気指数	12/15/18
鹿児島県	鹿児島市、さつま町	市町全域	臭気指数	12/15/18
	出水市	市全域	臭気指数	12/15
沖縄県	東村、恩納村	一部地域	臭気指数	15
	那覇市、宜野湾市、名護市、宮古島市	一部地域	臭気指数	15/18
	浦添市、糸満市、沖縄市、豊見城市、南城市、与那原町、南風原町、八重瀬町	一部地域	臭気指数	15/18/21

併存とは臭気指数規制による規制地域と特定悪臭物質濃度規制による規制地域がある市町村を示している。

表 3-5 業種別の臭気強度に対応する臭気指数

業種	臭気指数		
	臭気強度	臭気強度	臭気強度
	2.5	3	3.5
畜産農業			
養豚業	12	15	18
養牛業	11	16	20
養鶏業	11	14	17
飼料・肥料製造業			
魚腸骨処理場	13	15	18
獣骨処理場	13	15	17
複合肥料製造工場	11	13	15
食料品製造工場			
水産食料品製造工場	13	15	18
油脂系食料品製造工場	14	18	21
でんぷん製造工場	15	17	19
調理食料品製造工場	13	15	17
コーヒー製造工場	15	18	21
その他	12	14	17
化学工場			
化学肥料製造工場	11	14	17
無機化学工業製品製造工場	10	12	14
プラスチック工場	12	14	17
石油化学工業	14	16	18
油脂加工品製造工場	11	16	20
アスファルト製造工場	12	16	19
クラフトパルプ製造工場	14	16	17
その他のパルプ・紙工場	11	14	16
その他	14	16	18
その他の製造工場			
繊維工場	11	16	20
印刷工場	12	13	15
塗装工場	14	16	19
窯業・土石製品製造工場	14	17	21
鋳物工場	11	14	16
輸送用機械器具製造工場	10	13	15
その他	14	17	20
サービス業・その他			
廃棄物最終処分場	14	17	20
ごみ焼却場	10	13	15
下水処理場	11	13	16
し尿処理場	12	14	17
クリーニング店・洗濯工場	13	17	21
飲食店	14	17	21
その他	13	15	18
最大値	15	18	21
最小値	10	12	14

「悪臭防止法の一部改正する法律の施行について」平成7年9月環境庁大気保全局長通知より

(2) 臭気強度に対する規制基準値の設定

物質濃度規制で採用していたのと同じ臭気強度で臭気指数規制基準を設定する場合にも、いくつかの考え方がある。立地する業種などの要因を考え合わせて設定することになる。

表 3-6 臭気強度に対する規制基準値

臭気強度に対する 規制基準値	6段階臭気強度表示法			特徴
	2.5	3.0	3.5	
表 3-5 のうち最小値 を採用	10	12	14	どの業種であっても、設定された臭気強度を上回ることなく、住民にとって安全側での基準設定となる
表 3-5 のうち最大値 を採用	15	18	21	どの業種の事業場であってもこの臭気指数を超えると、設定された臭気強度も超過する
表 3-5 のうち最大値 と最小値の中間値 を採用	12	15	18	当該市区町村において苦情の多い業種など、実情に応じて基準を設定することができる

4. 臭気指数を導入した市の参考事例（5市）

事例1 A市(特例市)	臭気指数規制導入前	⇒ 導入後
●規制方式	特定悪臭物質濃度規制	臭気指数規制
●規制地域	都市計画区域	都市計画区域
●条例や指導要綱での嗅覚測定法の採用	あり 指導要綱で臭気濃度を採用	臭気指数規制導入時に、 指導要綱は廃止
●基準値	臭気濃度 目標値 10/20/30 基準値 10/30/70	臭気指数 10/13/15

事例2 B市(特例市)	臭気指数規制導入前	⇒ 導入後
●規制方式	特定悪臭物質濃度規制	臭気指数規制
●規制地域	未規制地域あり	市全域(農業振興地域を除く)
●条例や指導要綱での嗅覚測定法の採用	あり 指導要綱で臭気濃度を採用	県が臭気指数規制導入時に、指導 要綱は廃止
●基準値	臭気濃度 10以下/30以下	臭気指数 10/15

事例3 C市(中核市)	臭気指数規制導入前	⇒ 導入後
●規制方式	特定悪臭物質濃度規制	臭気指数規制
●規制地域	未規制地域あり	市全域
●条例や指導要綱での嗅覚測定法の採用	なし	
●基準値		臭気指数 12/15/18/21

事例4 D市(中核市)	臭気指数規制導入前	⇒ 導入後
●規制方式	特定悪臭物質濃度規制	臭気指数規制
●規制地域	市全域	市全域
●条例や指導要綱での嗅覚測定法の採用	なし	
●基準値		臭気指数 12/15/18

事例5 E市(中核市)	臭気指数規制導入前	⇒ 導入後
●規制方式	特定悪臭物質濃度規制	臭気指数規制
●規制地域	市全域	市全域
●条例や指導要綱での嗅覚測定法の採用	あり 条例で臭気濃度を採用	臭気指数規制導入時に 県条例の適用を廃止
●基準値	臭気濃度 10/20/30	臭気指数 12/14/15

事例Ⅰ A市（特例市）

《臭気指数規制の概要》

臭気指数規制の導入：平成16年10月22日告示、平成17年4月1日施行

《臭気指数規制導入時の地域区分と規制基準値》

都市計画区域が規制対象地域

第1種区域	住居系地域 （第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準居住地域）	臭気指数 10
第2種区域	商業系地域 （近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、都市計画区域外）	臭気指数 13
第3種区域	工業系地域 （工業地域、工業専用地域）	臭気指数 15

平成17年4月1日導入時

【臭気指数規制導入する前の状況】

市全域に特定悪臭物質濃度規制を採用

市の指導要綱で臭気濃度を採用（臭気指数規制導入時に、指導要綱は廃止）

基準値：第1種区域：臭気濃度10、第2種区域：臭気濃度30、第3種区域：臭気濃度70

目標値：第1種区域：臭気濃度10、第2種区域：臭気濃度20、第3種区域：臭気濃度30

（指導要綱で臭気指数を主として指導してきたため、物質濃度調査は補助的なもの）

《臭気指数規制導入のきっかけ》

現に悪臭苦情があったため、その解決のために導入した。

（指導要綱で臭気指数を主として指導してきたが、罰則規定のない要綱から法律へ切り替えたもの。）

《地形的特徴と臭気発生事業場》

海側平坦部に製紙工場が多数立地しており、高煙突が多く、悪臭苦情がある

《臭気指数規制導入に要した、予算措置》

約200万円（別途、国からの委託事業費、約300万円が1年間あった）

臭気指数規制導入に至るまでの作業手順（平成 17 年導入時）

臭気指数規制による効果調査、事前調査

- ☆臭気指数規制と物質濃度規制の比較調査……………【P19-A】
 - ・事業場意向調査（約 200 事業場）
 - ・市民アンケートの実施（1000 名）
 - ・臭気指数規制のメリット・デメリットの説明……………【ガイドライン P11】
 - ・気象、地理等自然環境概況調査……………【ガイドライン P20】
 - ・社会、歴史、土地利用等地域の特殊性調査……………【ガイドライン P20】
 - ・悪臭苦情の現状調査
 - ・臭気指数規制を導入した場合の問題点調査（特に 2 号規制について調査）

環境審議会へ諮問

- ・悪臭防止対策のあり方について
- ・環境審議会内に悪臭部会を設置

悪臭部会での審議

- 2 年間 10 回（当初は 1 年であったが 2 号規制に関する調査で 1 年延長となる）
- ☆臭気指数規制地域及び規制基準案の作成……………【ガイドライン P23, P19-B】
 - ・物質濃度規制地域及び規制基準との調整……………【ガイドライン P25】
 - ・庁内農政課、工業振興課説明……………【P19-C①】
 - ・主たる事業場と協議、実測（2 号規制の拡散調査）

悪臭部会より環境審議会へ報告

市に答申

環境保全協会大気部会で報告

- ・事業場への説明……………【P19-C④】

議会対応

- ・環境経済委員会協議会で説明……………【P19-C②】

公示

- ・公報による告示……………【P19-C⑤, ガイドライン P27】

啓発事業

- ・広報、ウェブサイトで報告……………【P19-C⑤】

臭気指数規制導入

【臭気指数規制を導入する前の検討事項】

A 《実測調査について》

導入前に民間分析機関へ委託し実測調査を実施した。調査した事業場数は3事業場である。主な業種は製紙、食品加工。調査事業場の選定理由としては、指導要綱により継続的に調査してきた事業場を選択。調査結果については、通知し指導してきた。

B 《地域区分及び規制基準値の設定の考え方》

都市計画の用途地域により規制地域を設定した。

C 《臭気指数規制導入に際して、各方面への調整の有無》

- ①<市庁内の調整>..... 農政課、工業振興課に基準について説明した。
指導要綱で昔から実施していたため、障害はなかった。
- ②<市議会対応>..... 環境経済委員会協議会において説明した。
特に反対意見が出ることもなかった。
- ③<近隣の市町村との調整>..... 行っていない。
- ④<商工会議所等との調整>..... 環境保全協会大気部会において説明を行った。
- ⑤<その他>..... 市広報やウェブサイトへの情報掲載により市民に周知した。

【臭気指数規制を導入した後の状況】

《臭気指数規制を導入した後の事業者の変化》

指導件数は、導入前(平成16年度)の年間指導件数は3件であったが、導入後(平成17年度)の年間指導件数は5件であった。指導相手の変化は特にない。

《臭気指数規制を導入してよかった点》

法による強い指導ができる。(改善要請で指導力を発揮)

《臭気指数規制導入後の問題点》

特になし

《これから臭気指数規制を導入される自治体の方へのアドバイス》

- ◆苦情を受けたら、直ちに測定するのではなく、よく状況を確認する。
- ◆事業場に対する説明を丁寧にする。

事例Ⅱ B市（特例市）

《臭気指数規制の概要》

臭気指数規制の導入：平成17年10月1日告示、平成18年1月1日施行

《臭気指数規制導入時の地域区分と規制基準値》

農業振興地域を除く市内全域が規制対象地域

第1種区域	住居系地域 （第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域）	臭気指数 10
第2種区域	商業、工業及びその他の地域 （近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域及びその他の地域（市街化調整区域）但し、農業振興地域は除く）	臭気指数 15

【臭気指数規制を導入する前の状況】

市街化区域に特定悪臭物質濃度規制を採用
県の指導要綱で、臭気濃度を採用
市街化区域及び市街化区域以外の用途地域の定めのある地域：臭気濃度10以下、
その他の地域：臭気濃度30以下
県が臭気指数規制導入時に、指導要綱は廃止。

《臭気指数規制の導入のきっかけ》

- ◆現に悪臭苦情があったため、その解決のために導入した。
- ◆県が導入したことに伴い、足並みを揃えた。
- ◆特定悪臭物質濃度規制の対象となるような事業場があまりなかったため。

《地形的特徴と臭気発生事業場》

平野なので地形による臭気拡散の影響は少ない

《臭気指数規制導入に要した、予算措置》

測定委託費用のみ支出。